

運営に関する基準

**1 入浴介助**

**基準**  
 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。  
 【基準条例第 3 条第 1 項】

**事例**  
 ✓ 入浴介助時、エプロンを使用していた。

**指導・ポイント**  
 ➤ 職員への感染症防止以外では、入浴介助用エプロンを使用せず介助を行うこと。

**2 利用料等の受領**

**基準**  
 (利用者から次に掲げる費用の額の支払を受けることができるものとして、)  
 (前略)指定通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、当該利用者に負担させることが適当と認められる費用  
 【基準条例第 146 条 (第 103 条第 3 項第 5 号の準用)】

(1) (各サービス種類ごとの「その他の日常生活費」の具体的な範囲について)  
 ① 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用。  
 ② 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用。  
 (7)  
 ① (前略)「身の回り品として日常の生活に必要なもの」とは、一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられる物品(例えば、歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等)であって、利用者等の希望を確認した上で提供されるものをいう。したがって、こうした物品を事業者又は施設がすべての利用者等に対して一律に提供し、すべての利用者等からその費用を画一的に徴収することは認められないものである。  
 ② (前略)「教養娯楽として日常生活に必要なもの」とは、例えば、事業者又は施設がサービスの提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費等が想定されるものであり、すべての利用者等に一律に提供される教養娯楽に係る費用について、「その他の日常生活費」として徴収することは認められないものである。  
 【通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(H12. 3. 30 老企第 54 号)別紙(1)①②、(7)①②】

事業者等が、サービスの提供の一環として実施するクラブ活動や行事のうち、一般的に想定されるもの(例えば、作業療法等機能訓練の一環として行われるクラブ活動や入所者等が全員参加する定例行事)における材料費等は保険給付の対象に含まれることから別途徴収することはできない(後略)  
 【「その他の日常生活費」に係る Q & A (H12. 3. 31 厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室 事務連絡)】

**事例**  
 ✓ 日用品費として「おしぼり、入浴剤、石鹸、ティッシュ等」を利用者に一律に負担させていた。  
 ✓ 教養娯楽費として「新聞・趣味・レクリエーション等の活動費」を利用者に一律に負担させていた。

指導・ポイント

- 身の回り品として日常生活に必要なものは、歯ブラシ、化粧品、シャンプー、タオル等の日用品であって、利用者に一律に提供されるものではなく、利用者個人又はその家族等の選択により利用されるものとして、事業者又は施設が提供するもの等が想定される。こうした物品について、事業者又は施設がすべての利用者等に対して一律に提供し、すべての利用者等からその費用を画一的に負担させることはないようにすること。
- 教養娯楽に要する費用について、事業者等が、サービスの提供の一環として実施するクラブ活動や行事のうち、一般的に想定されるものにおける材料費等は保険給付の対象に含まれることから別途徴収することはできないため、保険給付の対象となる費用については、教育娯楽に要する費用として利用者には負担させないこと。

3 無料体験による利用

基準

(前略)介護保険給付の対象となる指定通所リハビリテーションのサービスとは明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。

イ 利用者に、当該事業が指定通所リハビリテーションの事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。

ロ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定通所リハビリテーション事業所の運営規程とは別に定められていること。

ハ 会計が指定通所リハビリテーションの事業の会計と区分されていること。

【基準省令解釈通知第3の一の3の(10)②】

事例

- ✓ 無料体験を行っていた。

指導・ポイント

- 体験利用を行うのであれば、自主事業として明確に区分すること。

#### 4 通所リハビリテーション会議

##### 基準

リハビリテーション会議の構成員は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者、看護師、准看護師、介護職員、介護予防・日常生活支援総合事業(中略)のサービス担当者及び保健師等とすること。

指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の状況等に関する情報を当該構成員と共有するよう努めること。

なお、リハビリテーション会議は、利用者及びその家族の参加を基本とするものであるが、家庭内暴力等によりその参加が望ましくない場合や、家族が遠方に住んでいる等によりやむを得ず参加できない場合は、必ずしもその参加を求めるものではないこと。

また、リハビリテーション会議の開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由等により、構成員がリハビリテーション会議を欠席した場合は、速やかに当該会議の内容について欠席者との情報共有を図ること。

【基準省令解釈通知第3の七の3の(1)⑨】

##### 事例

- ✓ リハビリテーション会議の構成員が事業所の職員のみとなっている。

##### 指導・ポイント

- 他の構成員との日程調整も行い、利用者の情報共有に努めること。

#### 5 通所リハビリテーションの実施場所

##### 基準

指定通所リハビリテーションは、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものであること。

イ あらかじめ通所リハビリテーション計画に位置付けられていること。

ロ 効果的なリハビリテーションのサービスが提供できること。

【基準省令解釈通知第3の七の3の(1)⑩】

##### 事例

- ✓ 屋外サービスを提供していたが、通所リハビリテーション計画に位置づけられておらず、また、効果的なリハビリテーションのサービスが提供できることも確認ができなかった。

##### 指導・ポイント

- 「あらかじめ通所リハビリテーション計画に位置付けられていること」「効果的なリハビリテーションのサービスが提供できること」の条件を満たす屋外サービスのみ通所リハビリテーションとし、単に気分転換等を目的としたものや慰安・慰労が主な目的の娯楽性の強いもの等の屋外サービスについては介護保険外サービスとして取り扱うこと。

## 6 通所リハビリテーション計画

### 基準

通所リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

通所リハビリテーション従業者は、利用者ごとに、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載しなければならない。

【基準条例第 141 条第 2 項及び第 5 項】

### 事例

- ✓ 居宅サービス計画に入浴が位置付けられているが、通所リハビリテーション計画に位置付けられていなかった。
- ✓ 診療記録に記載がない。

### 指導・ポイント

- 居宅サービス計画の内容に沿って通所リハビリテーション計画を作成すること。
- サービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載すること。

## 7 勤務体制の確保等

### 基準

指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定通所リハビリテーションを提供することができるよう、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

【基準条例第 146 条 (第 108 条第 1 項の準用)】

(前略)指定通所リハビリテーション事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、通所リハビリテーション従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。

【基準省令解釈通知第 3 の七の 3 の (5)①】

### 事例

- ✓ 医師について勤務表に記載がなかった。
- ✓ 勤務表は作成しているが、事業所ごとでない。

### 指導・ポイント

- 通所リハビリテーションの従業者である医師についても勤務表に記載すること。
- 勤務表は、事業所ごとに作成すること。

## 8 衛生管理等

### 基準

指定通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

【基準条例第 144 条第 1 項】

### 事例

- ✓ 利用者が使用する部屋にインフルエンザの予防接種用の注射器や医薬品が鍵の掛からない状態で置いてあった。
- ✓ 汚物処理室に未使用のおむつ等が保管されていた。

### 指導・ポイント

- 医薬品及び医療機器の管理を適正に行うこと。
- 汚物処理室に未使用のおむつ等を保管することは、衛生的な管理をしているとは言えないため、改善すること。

## 9 掲示

### 基準

指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所リハビリテーション従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

【基準条例第 146 条（第 34 条の準用）】

### 事例

- ✓ 従業者の勤務体制が掲示されていない。

### 指導・ポイント

- 掲示すること。

## 10 苦情処理

### 基準

指定通所リハビリテーション事業者は、その提供した指定通所リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

指定通所リハビリテーション事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

【基準条例第 146 条（第 38 条第 1 項及び第 2 項の準用）】

### 事例

- ✓ 苦情の受付者やその後の経過等が不明瞭であった。
- ✓ 苦情があったにも関わらず記録がなかった。

### 指導・ポイント

- 苦情を受け付けた場合は、苦情受付日やその内容に加え、その後の経過や原因の分析等も記録し、サービス向上に向けた取組につなげること。

<b>11</b>	<b>事故発生時の対応</b>
<p><b>基準</b></p> <p>指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対し連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>【基準条例第 146 条 (第 40 条の準用)】</p> <p>利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定通所リハビリテーション事業者が定めておくことが望ましいこと。</p> <p>【基準省令解釈通知第 3 の一の 3 の (25)①】</p>	
<p><b>事例</b></p> <p>✓ 事故が発生した場合の対応方法について定めがない。</p>	
<p><b>指導・ポイント</b></p> <p>➢ 事故が発生した場合の対応方法に定めておくこと。</p>	

<b>介護報酬</b>	
<b>1</b>	<b>リハビリテーションマネジメント加算</b>
<p><b>基準</b></p> <p>(リハビリテーション会議)</p> <p>利用者及び家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者が構成員となって実施される必要がある。</p> <p>【27 年度報酬改定 Q &amp; A (Vol. 1) 問 81】</p>	
<p><b>事例</b></p> <p>✓ リハビリテーション会議の構成員が利用者と理学療法士のみとなっているものがあつた。</p>	
<p><b>指導・ポイント</b></p> <p>➢ 利用者及び家族のほか、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者を構成員としたリハビリテーション会議とすること。</p>	

<b>2</b>	<b>短期集中個別リハビリテーション実施加算</b>
<p><b>基準</b></p> <p>(前略)退院(所)日又は認定日から起算して 3 月以内の期間に、1 週につきおおむね 2 日以上、1 日当たり 40 分以上実施するものでなければならない。</p> <p>【報酬告示留意事項通知第 2 の 8 の (10)②】</p>	
<p><b>事例</b></p> <p>✓ 個別リハビリテーションを実施していない利用者に対し算定しているものがあつた。</p>	
<p><b>指導・ポイント</b></p> <p>➢ 算定要件に基づき個別リハビリテーションを実施した場合にのみ算定すること。</p>	

3

サービス提供体制強化加算

基準

職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いることとする。(後略)

【報酬告示留意事項通知第2の8(24) (第2の3(7)④を参照)】

事例

✓ 職員の割合を常勤換算方法により算出していない。

指導・ポイント

➤ 職員の割合については、常勤換算方法により算出すること。